

三四教学第824号

令和3年11月10日

各学校長 様

四万十市教育長 久保 良高

(公 印 省 略)

指導要録の写しの送付にかかる取り扱いについて（通知）

学校教育法施行規則第24条第2項、第3項に基づく事務処理について、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1. 指導要録の写し作成時において、原本証明は要しないものとする。
2. 別紙参考様式について、校長印押印のうえ作成し、送付する指導要録の写しに添付のうえ、一式の公文書として送付先校に送付すること。
3. 指導要録の写し送付後、送付先校が指導要録の写しの原本証明を求めてきた場合は、あらためてこれに応じること。
4. 送付先校が、入試事務の手引き等により、指導要録の写しの原本証明を求めることを事前に明らかにしている場合は、あらかじめこれに応じること。

別紙：参考様式

指導要録の写しの送付鑑文

令和 年 月 日

四万十市立 学校長 様

四万十市立
校 長

学校

校長印

指導要録の写しの送付について

学校教育法施行規則第 24 条に基づき、貴校へ入学（または転学）する児童（または生徒）の指導要録の写しについて、下記のとおり送付しますのでご査収ください。

記

指導要録の写し送付数	男子	名	女子	名	計	名
------------	----	---	----	---	---	---